平成２３年（フ）第１０６０号
神奈川県厚木市旭町２丁目11―10―303
破産者　柴田　直美
1　決定年月日　平成23年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０７０号
東京都大田区久が原２丁目10―15―301
破産者　加藤　博成
1　決定年月日　平成23年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８７３号
東京都中野区本町３丁目１－９―302、開始決定時の住所東京都武蔵野市関前３丁目６－８―205
破産者　高野　国彦
1　決定年月日　平成23年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８７４号
東京都中野区本町３丁目１－９―302、開始決定時の住所東京都武蔵野市関前３丁目６－８―205
破産者　高野　淑子
1　決定年月日　平成23年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２６８９号
東京都千代田区内神田１丁目12番14号
破産者　株式会社相模印刷
1　決定年月日　平成23年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３１０８号
東京都目黒区鷹番３丁目３－６―103
破産者　八山　太郎
1　決定年月日　平成23年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３３６０号
東京都江戸川区谷河内２丁目６番14号
破産者　株式会社ラウナ
1　決定年月日　平成23年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３３６１号
東京都江戸川区谷河内２丁目６―14―201
破産者　高橋　　章
1　決定年月日　平成23年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３３９０号
埼玉県深谷市櫛挽90番地１
破産者　有限会社ヤサカ
1　決定年月日　平成23年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３４２７号
神奈川県藤沢市藤沢４丁目12―22―303
破産者　小林　　司
1　決定年月日　平成23年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３４３３号
東京都八王子市上柚木３丁目５－１―801
破産者　佐々木史茂
1　決定年月日　平成23年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３４７７号
東京都新宿区高田馬場１丁目29番２号
破産者　株式会社ホワイトベース
1　決定年月日　平成23年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３５０６号
東京都葛飾区高砂５丁目52番13号
破産者　有限会社丸吉工業所
1　決定年月日　平成23年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３５０７号
東京都葛飾区高砂５丁目53―20
破産者　吉澤　榮史
1　決定年月日　平成23年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３５６９号
東京都渋谷区神宮前３丁目42番７号　青山太陽ビル３階
破産者　有限会社イフ・エンターテインメント
1　決定年月日　平成23年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３５７０号
東京都世田谷区三宿１丁目４－７―502
破産者　伏木　賢一
1　決定年月日　平成23年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３５９０号
北海道稚内市大黒２丁目４―11、商業登記簿上の本店所在地東京都中央区京橋３丁目９番８号
破産者　株式会社スズキ商会
1　決定年月日　平成23年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３６１６号
東京都渋谷区恵比寿南２丁目２号６番
破産者　株式会社パイディア
1　決定年月日　平成23年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３６１７号
茨城県東茨城郡茨城町大字長岡139―４
破産者　土本　　強
1　決定年月日　平成23年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３６２４号
埼玉県戸田市大字美女木字向田1214番地
破産者　誠和研機株式会社
1　決定年月日　平成23年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３６２５号
埼玉県川越市大字木野目310―５
破産者　千脇　邦男
1　決定年月日　平成23年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３６３１号
東京都渋谷区広尾１丁目10番３号
破産者　株式会社イズ
1　決定年月日　平成23年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３６３２号
神奈川県横浜市保土ケ谷区西久保町134―11　Ｑｕｅｅｎ’ｓ―Ａ101
破産者　井道　　悟
1　決定年月日　平成23年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部